東海化学工業会 個人情報保護規程

平成 30.5.15.制定

(目的)

第1条 本規程は、東海化学工業会(以下、「本会」という)が取り扱う「個人データ」を、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「法」という)、同法施行令(同年政令第507号、以下「政令」という)、同法に基づく個人情報保護委員会の定める規則(以下、「規則」という)、もしくは同委員会の定めるガイドライン(以下、「ガイドライン」という)に従って適正な取扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

- 第2条 本規程において用いる「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「個人情報 データベース等」、「個人情報取扱事業者」、「個人データ」、「本人」、「従業者」、および「事 務取扱責任者」は次の定義によるものとする、定義の解釈に疑義が生じた場合は、法、 政令、規則、もしくはガイドラインに記された定義を優先するものとする。
 - 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる もの、および個人識別符号が含まれるもののことである。例えば、氏名、生年月日、 性別、住所、家族構成など広い範囲の情報が該当する。
 - 二 「個人識別符号」とは、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号、または個人の商品の購入、役務の利用にあたってカードその他の書類に記載される個人ごとに異なる符合であって、当該特定の個人を識別できるもののことである。例えば、クレジットカード番号や免許証番号などが該当する。
 - 三 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するもののことである。本会は、要配慮個人情報を取得しない。
 - 四 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものである。本会においては、会員名簿、行事参加者名簿等が該当する。
 - 五 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を、事業の用に供している者のことである。ただし国の機関、地方自治体、独立行政法人等は該当しない。本会そのものが個人情報取扱事業者に該当する。
 - 六 「個人データ」とは個人情報データベース等を構成する個人情報のことである。
 - 七 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
 - 八 「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって、直接または間接的に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者を言う。本会においては、会員、 学協会事務局員、評議員等、本会の活動に関与する者すべてが該当する。
 - 九 「事務取扱責任者」とは、個人データの管理に関する責任を担う者をいう。

(組織体制)

- 第3条 本会に「個人情報保護責任者」をおくものとし、会長がその任に当たる。個人情報保 護責任者は、個人情報の保護を総括する。
 - 2. 本会に「事務取扱責任者」をおくものとし、庶務担当常任幹事がその任に当たる。事 務取扱責任者は、個人情報保護責任者を補佐するとともに、個人情報保護に関する活動 を執行する。
 - 3. 本会活動の一部を委託している公益財団法人中部科学技術センター(以下、「中科センター」という)内におかれている学協会事務局に従事する者のうち、本会を担当する者を「事務取扱担当者」とする。事務取扱担当者は、個人データの保護に十分な注意を払って、本会から委託された業務を行わなければならない。
 - 4. 事務取扱担当者以外の学協会事務局員は、事務取扱担当者と同じ責務を負うことを承諾した上で個人データを取扱うことができる。
 - 5. 事務取扱担当者を交代する場合、前任者は後任者に対して、個人データと個人データの保護に関する業務の引継ぎを確実に行い、引継ぎが確実に行われたことを事務取扱責任者に報告しなければならない取扱責任者は、引継ぎが確実に行われていないと判断した場合、再度引継ぎを行うよう指示できる。

(運用状況の確認および報告)

- 第4条 事務取扱担当者は、1年に1回以上の頻度で、次の各号に示す運用状況について確認 し、事務取扱責任者に報告しなければならない。
 - 一 管理・運用している個人情報データベースの種類、名称
 - 二 個人情報データベースに記載されている個人データの項目
 - 三 個人情報の利用目的
 - 四 個人情報データベースを取扱う電子計算機と、アクセス権を有する者の氏名
 - 五 廃棄した個人情報データベース、及び削除した個人データの項目
 - 六 個人データの管理・運用における特記事項

(漏洩等事案への対応)

- 第5条 従業者が個人情報の滅失もしくは毀損(以下、漏洩等という)の発生または兆候を把握した場合、個人情報保護責任者に報告しなければならない。
 - 2. 個人情報保護責任者はその責任において以下の対応を行わなければならない。
 - 一 被害の拡大の防止
 - 二 事実関係の調査、原因の究明
 - 三 影響範囲の特定
 - 四 再発防止策の検討および決定
 - 五 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - 六 事実関係および再発防止策等の公表
 - 七 必要に応じて関係当局への報告

(従業者の教育)

第6条 事務取扱責任者は、本会の従業者に本規程を遵守させるための教育を実施しなければ ならない。

(漏洩等の防止)

- 第7条 事務取扱担当者は、次の各号の措置に従い、個人データの漏洩等を防止しなければならない。
 - 一 個人データを記録した電子媒体、書類等は施錠可能なキャビネット等に保管すること。
 - 二 個人データを取り扱う電子計算機を明確化し、ウィルス対策ソフトウェアを導入する等により、不正アクセスを防止すること。
 - 三 個人データを取り扱う電子計算機にアクセスできる者を特定すること。
 - 四 個人データを取り扱う電子計算機、又は個人データを含むファイルにパスワードを 設定する等のセキュリティロックを行うこと。
 - 五 個人データを記録した電子媒体や書類を持ち運ぶ際には、最低必要限の情報に留めること。電子媒体には、パスワードを設定する等のセキュリティロックを行うこと。
 - 六 個人データの記録された履歴を持つ電子媒体の廃棄にあたっては、媒体の物理的破壊等、記録復元の可能性のない廃棄手段をとること。
 - 七 個人データの記録された書類の廃棄にあたっては、微細裁断、焼却処理等、記録復元の可能性のない廃棄手段をとること。
 - 八 メール等により個人データが含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイル にパスワードを設定する等のセキュリティロックを行うこと。

(利用目的の特定および変更)

- 第8条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、業務に必要な情報に限り、かつその利用 目的をできる限り特定しなくてはならない。利用目的の特定は、幹事会または常任幹事 会(以下、「幹事会等」)の議決を経るものとする。
 - 2. 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的 に認められる範囲を超えて行ってはならない。利用目的の変更は、幹事会等の議決を経 るものとする。

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の 達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。 (利用目的の通知又は公表)

- 第 10 条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を 除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
 - 2. 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知、または公表しなければならない。

(適正取得)

第11条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(第三者への提供の制限)

第 12 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者へ提供をする際の記録)

- 第13条 本会は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号に掲げる内容の第三者提供 に係る記録を作成し、作成から3年間保存なくてはならない。
 - 一 本人の同意を得ている旨
 - 二 当該第三者の氏名または名称
 - 三 当該個人データにより特定される本人の氏名、その他本人を特定するに足る事項。
 - 四 当該個人データの項目

(個人情報の開示・修正・削除要請への対応)

第14条 本会は、会員から本人の個人情報の開示、修正、あるいは削除の要求があった場合、 特段の理由がない限り、遅滞なく対応しなければならない。

(本規程の制定および変更)

- 第15条 本規程は、総会の議決を経て制定されるものとする。
 - 2. 本規程を変更する場合は、幹事会等の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成30年5月16日から施行する。

制定 平成30年5月15日